

せり参加人の認定等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第一市場（以下「第一市場」という。）における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため、京都市中央卸売市場業務条例施行規則第18条に規定するせり売又は入札の方法による卸売（以下「卸売」という。）に参加する仲卸業者の役員又は使用人（以下「せり参加人」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(せり参加人の認定)

第2条 せり参加人の認定に係る資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 第一市場における売買取引について必要な知識を有する者であること。
- (2) 仲卸業者の役員又は使用人であること。
- (3) 認定の日において、同一店舗に2年以上勤続している者、又は第一市場における取扱品目の部類が同一である仲卸業務の従事年数が3年以上の者であること。
- (4) 民法が定める成年であって、仲卸業務に専念できる者であること。
- (5) 所属する仲卸業者組合（仲卸業者が組織する法人をいう。以下同じ。）が適当と認めた者であること。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、せり参加人として認定しない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者、又は第一市場において20日以上の入場停止処分に処せられた者で、その執行が終わってから6月を経過しない者
- (3) その他市長が不相当と認めた者

3 第1項第1号に規定する必要な知識の認定は、筆記試験、口述試験又は面接試験（以下「認定試験」という。）の方法によって行うものとする。

4 前項に規定する認定試験の実施等については、次のとおりとする。

- (1) 認定試験は、原則として毎年1回実施するものとする。
- (2) 市長は、認定試験前に講習会を実施するものとする。

5 せり参加人の認定申請については、次のとおりとする。

- (1) せり参加人の認定申請に係る公示は、認定試験の日の30日前までに第一市場内の掲示場に掲示して行うものとする。
- (2) せり参加人の認定申請は、第1号様式に次に掲げる書類を添えて、所属する仲卸業者組合を経由して行うものとする。

ア 履歴書

イ 第2項第1号及び第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

ウ 写真2枚（正面向き、上半身、無帽、名刺型1枚及び1.4cm×1.7cmの顔写真1枚）

エ 本人に関する書類（健康保険証又は運転免許証の写し等）

6 仲卸業者の代表者（以下「代表者」という。）が卸売に参加する場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 卸売に参加した経験がある代表者は、第1項第1号に規定する必要な知識を有しているものとみなし、卸売に参加することができる。
- (2) 卸売に参加した経験がない代表者は、第3項に規定する認定試験を受け、これに合格した場合は卸売に参加することができる。
- (3) 代表者が辞任し、その役員（代表者を除く。以下同じ。）又は使用人となった場合は、卸売に参加した経験のある者に限り、その知識を有しているものとみなす。

7 第6項第3号に規定する役員又は使用人を新たに雇用した仲卸業者は、その者を卸売に参加させようとするときは、第2号様式に第5項第2号ウに規定する写真2枚を添えて、所属する仲卸業者組合を経由して市長に申請しなければならない。

8 せり参加人の認定については、次のとおりとする。

(1) 市長は、せり参加人の認定を行ったときは、せり参加人認定簿に次の各号に掲げる事項を登載するものとする。

ア せり参加人の氏名

イ せり参加人が属する仲卸業者の氏名又は名称

ウ 取扱品目の部類

エ 認定の年月日

オ 認定番号

(2) 市長は、せり参加人の認定を行ったときは、認定者に対し認定証を交付するとともに、その旨を所属する仲卸業者組合及び卸売業者に通知するものとする。

(3) 第2号に規定する認定証は、第3号様式とする。

(4) せり参加人を使用する仲卸業者は、認定証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに第4号様式により、所属する仲卸業者組合を経由して市長に届け出なければならない。

(5) 仲卸業者は、他の店舗に属していたせり参加人を雇用した場合であって、その者を卸売に参加させようとするときは、速やかに第5号様式により、所属する仲卸業者組合を経由して市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、認定を受けた取扱品目の部類に限り認めるものとする。

(せり参加人の認定の取消し)

第3条 市長は、せり参加人が次の各号のいずれかに該当するときは、せり参加人の認定を取り消すものとする。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 認定を受けた仲卸業務以外の業務に従事するに至ったとき。

2 仲卸業者は、せり参加人が前項第2号に該当したときは、速やかに第6号様式に認定証を添えて、所属する仲卸業者組合を経由して市長に届け出なければならない。

(せり参加人の認定の更新)

第4条 せり参加人の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年間とする。ただし、次に掲げる者に係る認定の有効期間は、当該認定の日から起算して3年間とする。

(1) 初めて認定を受ける者

(2) 前条第1項第1号の規定により認定の取消しを受けた者で、当該取消後の最初の認定を受ける者

2 仲卸業者は、認定を受けたせり参加人をその有効期間満了の日後も引き続き卸売に参加させようとするときは、第7号様式に第2条第5項第2号ウに規定する写真2枚を添えて、所属する仲卸業者組合を経由して市長に申請しなければならない。

3 認定の更新に係る措置については、次のとおりとする。

(1) 市長は、せり参加人講習会を実施し、これを受講した者に対しせり参加人の認定の更新を行うものとする。ただし、認定後15年を経過した者及び第2条第6項第1号及び第3号に該当する者については、せり参加人講習会の受講を免除する。

(2) 認定の更新を受けようとする者は、更新に係る認定証の交付を受ける際には、先に交付された認定証を市長に返還しなければならない。

(せり参加章の交付)

第5条 市長は、仲卸業者から第8号様式による交付申請があったときは、せり参加人の認定を受けている人数の範囲内でせり参加章を交付するものとする。

2 せり参加章が、紛失又は汚損等で使用不可能となったときは、仲卸業者は当該理由を付して、市長に第8号様式により再交付の申請をしなければならない。ただし、紛失については、市長が適当と認める場合に限り再交付するものとする。

3 仲卸業者は、せり参加章に関し、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 卸売に参加する場合は、必ずせり参加章を着用するものとする。

(2) 他の店舗との間においてせり参加章の貸借をしてはならない。

4 せり参加章その他市長が交付するものに要する必要な経費は、仲卸業者の負担とする。

(その他)

第6条 せり参加人の認定等に関する取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は昭和48年2月1日から施行する。
- 2 昭和45年3月21日から施行した補助せり参加人資格認定等取扱要領は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和55年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

この要綱による改正後のせり参加人の認定等に関する取扱要綱第2条第1項第4号の規定は、民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

第3号様式

(表面)

	せり参加人認定証		No.
	店 舗 名		
	氏 名		
	生年月日		
		年 月 日発行	
	京都市長		

(裏面)

注 意		
1	この認定証は、卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に参加するときは、常に携帯してください。	
2	この認定証の記載事項に変更が生じたときは、直ちに市長に届け出てください。	
3	この認定証を貸与し、譲渡し、紛失し、又は改ざんしたときは、処分されることがあります。	
4	この認定証を必要としなくなったときは、直ちにこれを返還してください。	
5	有効期限	年 月 日

せり参加人認定証記載事項変更届出書

(宛先) 京都市長	年 月 日
京都市中央卸売市場第一市場 氏名又は名称及び代表者名	部仲卸業者第 号

<p>せり参加人の認定等に関する取扱要綱第2条第8項第4号の規定により、認定証の記載事項に変更が生じたので届け出ます。</p>	
認定番号	
氏 名	変更前
	変更後

注) 本人に関する書類（健康保険証又は運転免許証の写し等）及び写真1枚（1.4cm×1.7cmの顔写真）を添付してください。

せり参加人解任届出書

(宛先) 京都市長	年 月 日
京都市中央卸売市場第一市場 氏名又は名称及び代表者名	部仲卸業者第 号

せり参加人の認定等に関する取扱要綱第3条第2項の規定により、下記のせり参加人を解任したので届け出ます。	
氏 名	
認 定 番 号	
解任年月日	
理 由	

注) 解任したせり参加人の認定証を添付してください。

せり参加章交付・再交付申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
京都市中央卸売市場第一市場 部仲卸業者第 号 氏名又は名称及び代表者名	

せり参加人の認定等に関する取扱要綱第5条〔 <input type="checkbox"/> 第1項・ <input type="checkbox"/> 第2項〕の規定に基づき、せり参加章の〔 <input type="checkbox"/> 交付・ <input type="checkbox"/> 再交付〕を下記の理由により申請します。	
せり参加章 番 号	
必要枚数	
理 由	